

岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金 Q & A

【補助対象者について】

Q 1： 補助金の対象者となる「介護事業者」とは何か。

【補助対象経費について】

Q 2： 補助対象となる日本語学習とは、具体的にどのようなものか。

Q 3： 既に雇用している外国人介護人材分についても、補助対象となるか。

Q 4： 交付決定前に発生した経費を補助対象に含めることができるのか。

Q 5： 技能実習生について、監理団体が実施する入国後講習の経費を介護事業者が負担した場合、当該経費は補助対象となるか。

【補助対象経費等の算定について】

Q 6： 補助基準額の考え方は。

Q 7： 複数の外国人介護人材が、受入施設において、日本語講師 1 名によるグループレッスンを受講する場合、各々の外国人介護人材の補助対象経費を算定する際に、講師への報酬はどのように処理するのか。

【補助対象期間が2会計年度にまたがる場合について】

Q 8： 補助対象期間は、「雇用が発生した日の属する月から12月を超えない範囲内」となっているが、例えば7月に雇用を開始する場合、補助対象期間が2会計年度にまたがることになる。

(1) 補助対象期間は、どのようになるのか。

(2) 基準額は、どのように算定するのか。

(3) 交付申請は、どのように行うのか。

【補助対象者について】

Q 1: 補助金の対象者となる「介護事業者」とは何か。

A: 介護職種の技能実習生に係る厚生労働省通知（平成29年9月29日付け社援発0929第4号老発0929第2号）及び介護分野における特定技能外国人に係る厚労省通知（平成31年3月29日付け社援発0329第18号障発0329第17号老発0329第5号）による対象施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者であって、県内に事業所を有するものとする。

※介護分野における特定技能外国人に係る厚生労働省通知（平成31年3月29日付け社援発0329第18号障発0329第17号老発0329第5号）「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000529719.pdf>)

【補助対象経費について】

Q 2: 補助対象となる日本語学習とは、具体的にどのようなものか。

A: 介護事業者が負担する技能実習生及び特定技能外国人（以下、「外国人介護人材」という。）の日本語学習は、次に掲げるものである。

- (1) 日本語講師の受入施設等への派遣
- (2) 日本語学校・日本語教室への通学
- (3) eラーニング等による日本語学習
- (4) その他日本語学習を行う上で必要と認めるもの

Q 3: 既に雇用している外国人介護人材分についても、補助対象となるか。

A: 雇用開始日の属する月から12月以内に発生し、支払いを完了した日本語学習にかかる経費が補助対象となる。そのため、補助対象期間内であれば補助対象となる。

Q 4: 交付決定前に発生した経費を補助対象に含めることができるのか。

A: できない。交付決定後に実施した事業、かつ支払ったものが補助対象となる。そのため、交付申請は、計画的に実施すること。

Q 5: 技能実習生について、監理団体が実施する入国後講習の経費を介護事業者が負担した場合、当該経費は補助対象となるか。

A: 本補助金は、技能実習生の雇用開始日以降に発生した経費が対象となるため、雇用開始前に介護事業者が負担した経費は補助対象外となる。

【補助対象経費等の算定について】

Q 6: 補助基準額の考え方は。

A: 技能実習生又は特定技能外国人1人当たり15万円とする。ただし、事業月数（補助対象月数）が12ヶ月に満たない場合の補助基準額は、「15万円×事業月数÷12」となる。

なお、同一事業所に対象となる外国人介護人材が複数いる場合は、1事業所当たり30万円を上限とする。そのため、本補助金は介護事業者単位での申請ではあるが、「（別紙4）支出予定額内訳書」及び「（別紙4）支出済額内訳書」については、事業所単位で作成すること。

〔例①〕6月から特定技能外国人を3名同一事業所で雇用し、日本語学習を実施。経費は50万円を支出予定。なお、5月に交付決定されている。

補助基準額 30万円

1人当たり12万5千円（15万円×10ヶ月÷12ヶ月）

12万5千円×3名＝37万5千円 > 30万（1事業所当たり）

補助基本額 30万円

経費 50万円 > 補助基準額 30万円

補助所要額 15万円

30万円×1/2

〔例②〕6月から技能実習生を1名雇用し、日本語学習を実施。経費は毎月5万円を支出予定。ただし交付申請が遅れたため、10月に交付決定された。

補助基準額 7万5千円

1人当たり7万5千円（15万円×6ヶ月÷12ヶ月） ※10月から半年分

補助基本額 7万5千円

経費 30万円（5万円／月×6ヶ月） < 補助基準額 7万5千円

補助所要額 3万7千円

7万5千円×1/2 ※千円未満切り捨て

Q 7: 複数の外国人介護人材が、受入施設において、日本語講師1名によるグループレッスンを受講する場合、各々の外国人介護人材の補助対象経費を算定する際に、講師への報酬はどのように処理するのか。

A: 講師への報酬額を外国人介護人材の数で按分し、一人当たりの報酬額を算出する。

【補助対象期間が2会計年度にまたがる場合について】

Q8: 補助対象期間は、「雇用が発生した日の属する月から12月を超えない範囲内」となっているが、例えば7月に雇用を開始する場合、補助対象期間が2会計年度にまたがることになる。

- (1) 補助対象期間は、どのようになるのか。
- (2) 基準額は、どのように算定するのか。
- (3) 交付申請は、どのように行うのか。

A:

- (1) 2会計年度にまたがる場合の補助期間は、以下のようになる。

- ①初年度: 外国人介護人材の雇用が発生した日の属する月から、県の会計年度の末日まで
- ②2年度目: 県の会計年度の初日から、外国人介護人材の雇用が発生した日の属する月から起算して12ヶ月となる月の末日まで

[例]

雇用開始日: 令和4年7月5日

補助対象期間: ①初年度(令和4年度): 令和4年7月5日～令和5年3月31日

②2年度目(令和5年度): 令和5年4月1日～令和5年6月30日

- (2) 1会計年度における補助対象期間が12ヶ月に満たない場合には、交付要綱別表に定める基準額に対象月数を乗じて12ヶ月で除した額(1円未満切捨て)を当該年度の基準額とする。ただし、交付申請が遅れた場合は、その限りではない。

[上記(1)の場合]

①初年度(令和4年度): $15\text{万円} \times 9\text{ヶ月} \div 12\text{ヶ月} = 112,500\text{円}$

②2年度目(令和5年度): $15\text{万円} \times 3\text{ヶ月} \div 12\text{ヶ月} = 37,500\text{円}$

- (3) 県の会計年度ごとに、交付申請を行う必要がある。ただし、初年度の交付決定は、2年度目の補助金の交付を保証するものではない。